

朝霞市条例第17号

朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年朝霞市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「、同条第3項に規定する医療型児童発達支援」を削り、「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。